

# ○常総衛生組合管理者が保有する情報の公開に関する 規則

〔令和5年3月30日  
常総衛生組合規則第9号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、常総衛生組合情報公開条例（令和5年常総衛生組合条例第4号）の施行に関し、管理者が保有する情報の公開について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 管理者が保有する情報の公開については、常総市長が保有する情報の公開に関する規則（平成13年水海道市規則第17号）の規定の例による。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。